

令和6年4月23日

公 告

陸上自衛隊
新発田駐屯地業務隊長
(公 印 省 略)

令和6年度陸上自衛隊新発田駐屯地夏まつりに伴う野外出店の設置及び経営を行う業者の募集について（二次募集）

令和6年度陸上自衛隊新発田駐屯地夏まつりに伴う野外出店の設置及び経営を行う業者を次のとおり募集します。

1 公募に付する事項

(1) 業務件名

令和6年度陸上自衛隊新発田駐屯地夏まつりに伴う野外出店の設置及び経営

(2) 募集業種

ア 飲料・食品販売

イ 物品販売（自衛隊グッズ・雑貨等）

(3) 販売禁止品目

生もの、海鮮品

(4) 募集業者数

2業者以内

(5) 設置場所

陸上自衛隊新発田駐屯地内

(6) 使用面積

1区画24㎡

(7) 夏まつり実施予定日

令和6年8月上旬のうち1日間

なお、実施予定日の変更及び決定した際は、応募業者へ速やかに連絡する。

また、感染症法上の指定感染症拡大、災害派遣等により、開催が中止または日程及び開催要領の変更（販売品目の制限など）等が発生する場合があります。

2 応募資格

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

(2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置条件

- (1) 国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 販売用テント、キッチンカー等を自身で準備し、示された日時までに設置及び撤収すること。

4 募集要領及び仕様書の配布

- (1) 配布要領
 - ア 東部方面会計隊ホームページ「公募・企画競争情報」からダウンロード
 - イ 郵送
- (2) 配布期間
 - 令和6年4月23日（火）から令和6年5月10日（金）まで
 - ※ 郵送による配布を希望する者は、令和6年5月10日（金）必着にて第7項の問い合わせ先まで宛名書きした返信用封筒（角型2号封筒に250円分切手を貼付）を同封して送付すること。

5 公募説明会 実施しない

6 その他 細部は募集要領及び仕様書に記載のとおり。

- ### 7 問い合わせ先
- 陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊厚生科 担当：笹川
新潟県新発田市大手町6丁目4番16号
電話：0254-22-3151（内線342）
FAX：0254-22-3151（内線546）
※ 午前9時から午前11時及び午前12時から午後4時（ただし、土日祝日及び4月26日から5月7日までの期間は除く）